

# 内部統制規程

2013年8月1日制定

## (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人中部圏社会経済研究所（以下「本財団」という。）における内部統制の整備に関する基本的な事項を明確にし、もって業務の適正を図ることを目的とする。

## (適用範囲)

第2条 この規程は、本財団の役職員すべてに適用する。

2 本財団の役職員は、業務全体にわたって内部統制活動を誠実に実施するものとする。

## (内部統制統括責任者)

第3条 内部統制統括責任者は、代表理事とする。

2 内部統制統括責任者は、理事の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、内部統制を整備および運用し、その最終責任を負う。

## (内部統制責任者)

第4条 内部統制責任者は、事務局長とする。

2 内部統制責任者は、内部統制統括責任者を補佐し、実務的な内部統制の整備および運用を行う。

## (監督、監視)

第5条 理事会は、代表理事による内部統制の整備および運用を監督する。

2 監事は、内部統制の整備および運用状況を監視、検証する。

## (情報の保存および管理)

第6条 本財団は、情報セキュリティ管理規程および文書管理規程に基づき、理事の職務の執行に係る情報の適切な保存および管理を行い、また必要に応じて開示するものとする。

## (損失の危険の管理等)

第7条 本財団は、適切なリスク管理を行うため、リスク管理規程を策定し、リスク管理に関する方針および体制を定めるものとする。

## (効率的な職務の執行体制)

第8条 本財団は、理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、次の各号に基づき体制の整備を行うものとする。

(1) 財団全体における意思統一を図るため、理事会において中期の経営計画を策定し、それに基づき、事業の選定および予算配分ならびに目標等の設定を行う。

- (2) 理事の職務の執行を迅速かつ効率的にするため、理事の職務権限規程および決裁権限規程等を策定し、代表理事、業務執行理事および職員の職務権限を定め、必要に応じて職務権限の委譲を行う。
- (3) 職務の執行のより一層の迅速化・効率化を図るため、定款および規程の変更に関わる場合を除き、必要に応じて代表理事の権限により組織機構の変更を行う。

(職員のコンプライアンス確保)

第9条 本財団は、職員の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するため、次の各号に基づき体制の整備を行うものとする。

- (1) 職員が法令および定款を遵守するための体制を整備するとともに、職員に対するコンプライアンス教育および啓発活動を行う。
- (2) 事業活動において、法令もしくは定款の違反等の発生およびその可能性のある事項を早期に発見して是正するための公益通報制度を整備し、理事および職員ならびに関係者からの報告体制を整える。
- (3) 必要に応じて、業務の執行状況を適切に把握し、適切な助言および勧告を行うための内部監査体制を整備する。

(監事を補助すべき職員)

第10条 本財団は、監事はその職務を補助すべき職員を置くことを求め、その必要性があると判断された場合には、本財団の職員の中から会計に精通したものを監事補助とするものとする。

- 2 監事より監査業務に必要な命令を受けた職員は、その命令に関して理事からの指揮命令を受けないものとする。

(監事への報告)

第11条 理事および職員の監事への報告は、以下の定めにより行うものとする。

- (1) 代表理事および業務執行理事は、法令および定款ならびに理事会運営規程の定めに従い、各自の職務の執行の状況および重要と認められる事項ならびに法令に定められた事項について、理事会に報告を行うものとする。
- (2) 理事および職員は、本財団の信用または事業について重大な被害を及ぼす事項もしくはそのおそれのある事項を発見した場合には、監事に対しすみやかに当該事項を報告するものとする。
- (3) 監事は、職務の執行にあたり必要となる事項について、理事および職員に対して随時その報告を求めることができ、当該報告を求められた者はすみやかに当該報告を行うものとする。

(監事の監査の実効性確保)

第12条 本財団は、監査の実効性を確保するため、監事が理事および職員との間で積極的な意見もしくは情報を交換することができる体制および必要に応じて弁護士、公認会計士等の助言を受けることができる体制を整備するものとする。

(改廃)

第13条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(細則)

第14条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (2013年8月1日)

この規程は、2013年8月1日より施行する。